

唐代後半の北辺経済再考

丸橋 充拓

はじめに

唐は大運河に代表される水陸の交通網を整え、官需に基づく物流（財政的物流）を組織して、帝国内の経済的結合を強めた。これと並行して商業も勃興し、民間の自生的な流通（市場的流通）にはソグド商人・ペルシア商人・新羅商人なども加わって、帝国の枠組みを越えた交易活動が活発に営まれた¹⁾。

唐朝は領域内部における需給の偏りを緩和するため「財政的物流」を組織したが、その大規模な実務を効率的に進めるべく商人の力を活用することとし、シルクロード沿線や大運河沿線などでは一定の成果を取めた〔荒川 2010〕。これに対し、北方・西方の遊牧勢力と対峙する「北辺」地帯²⁾に向けて組織された物流については商人が深く関わっている様子があまり見られないことから、北辺における財務運営は官運が中心であったとの見通しを、私は旧稿において示していた〔丸橋 1996, 同 1999a〕。

ところがその後、唐代における軍事と商業の結びつきを分析した賈志剛氏の研究において、両者の関係が密接化する傾向を北辺でも見出しうることが指摘された〔賈 2006c, p.118〕。ついで村井恭子氏は、宣宗期（847-859）におけるタングト（党項）の反乱前後の諸政策を詳細に検討し、前線への軍糧輸送業務に商人層を活用するための環境整備が図られていることから、少なくとも宣宗期までには商人が軍糧輸送に関与する体制が成立し、官運と並存していたこと、商人を辺境に誘致する仕掛けとして北辺に点在する塩池の専売制が整えられたことを明らかにした〔村井 2010〕。どちらも、私が旧稿で見出し得なかった史料が探索・活用され、説得的な立論が展開されている。

私自身、旧稿の執筆当時は、民間流通の広まりがすでに解明されていた江南・西域とは相当に異質な、北辺の官運優勢ぶりに印象づけられ、対比の強調に力を注いでいたことを記憶しているが、その後における史料の拡充と研究の進展にともない、唐代北辺そのものの実態に即した分析が、現時点では可能かつ必要となってきた。

北辺はまた、多様な人間集団が混在する世界でもある。ソグド・ウイグル・チベット・沙陀など遊牧・軍事・通商等さまざまな側面を持つ諸族の研究は、これまた近年進展がめざましい。本稿で扱う唐代後半に限っても、森安孝夫・森部豊・齊藤茂雄・岩尾一史・菅沼愛語・西村陽子等の各氏により、唐を「東部ユーラシア」「ユーラシア東方」の枠組のもとで相対的にとらえる視角が、少なくとも日

1) 「財政的物流（国家的物流）」「市場的流通」という概念規定については、〔渡辺 2010, p.28〕を参照。

2) 「北辺」という地域概念については、旧稿にひきつづき「国家財政により扶養される辺防軍の展開地域」という財政的観点からの地域区分を想定している〔丸橋 2006, pp.3-5〕。

本の学界では定着しつつある³⁾。

そこで本稿では、唐代後半の北辺経済ないし北辺財政という旧稿以来のテーマについて、当初組みこむことができなかった上記の新知見を踏まえて再措定する作業を試みたい。具体的には、塩専売および軍馬調達という新たに加味した論点について、ウイグル・タンгут・チベットとの関係史をにらみながら捉えなおすという手順となる予定である。

1 北辺経済と塩専売

旧稿に欠けていた視点のうち、北辺経済・北辺財政との関係で最も重要なものは、塩専売を軍糧調達と関連づけることであった。このことを考察する上で最も基本的な史料が、塩州烏池における長慶元年(821)3月の塩政改革を伝える、次の記録である。

勅して烏池では毎年塩を売り、官が禁権して米を購入することとし、15万石を定額とせよ。
勅「烏池毎年糶塩収権博米、以一十五万石為定額。」(『唐会要』巻88 塩鉄使⁴⁾)

これより先、元和年間(806-820)の烏池塩について伝える『元和郡県図志』は「現在度支が出売している」と記すのみで、塩利の用途については何も伝えない⁵⁾。したがって、塩利を食糧購入(和糶)の財源に充てることを定めたこの勅は、この時点で創設された新制度と考えられる。

村井恭子氏は、この長慶元年勅、および商人が産塩地の監院で専売塩を購入し銭を支払う制度が一般化していった過程に基づいて、宣宗期(846-859)の塩州における食糧調達では、塩を売って得た銭で食糧を買う、もしくは塩と食糧を直接交換するという方式で商人から食糧を得たと推測する〔村井2010, pp.296-301〕。村井氏は、塩州ではそうした方式が宣宗以前に存在したとしているが、その端緒をこの長慶元年勅に求めることについては私も妥当と考える。その蓋然性を、基礎史料の再確認を通して補強してみたい。

まず『旧唐書』巻48 食貨志上では、烏池の塩政に関する記載が、度支が管轄する他の塩池と列挙されている。その部分全体の構成は、表1のように整理できる。

『旧唐書』のこの部分は、多少のばらつきはあるものの、度支所管の塩池について「塩池名」「所在地」「担当官」「権課」「供給先」の各項目を備えている。このうち「権課」の欄に頻出する「定額」と

3) その他にも、川本芳昭・会田大輔・平田陽一郎等による宿衛武官の研究は、中華王朝における遊牧文化の影響を通時代的に展望可能な視角として、急速に研究が深まりつつある。

4) 『旧唐書』巻48 食貨志や『冊府元龜』巻493 邦計部山沢一は「毎年糶塩収博権米」に作る。本稿では、『冊府元龜』巻493・邦計部山沢一の「肅宗乾元元年、司金郎中第五琦為河南等五道度支使、創立塩法、就山海井竈、収権其塩、官置塩院、官吏出糶。……」(『旧唐書』巻123 第五琦伝にも類似記事)という記載を参照し、『唐会要』の読みに従っておく。

5) 『元和郡県図志』巻4 関内道四・塩州五原県

塩池四所。一、烏池。二、白池。三、細項池。四、瓦窰池。烏・白二地出塩、今度支取糶、其瓦窰池・細項池、並廢。

いう語は、単なる一定額の意に留まらず、唐代後期において財政収支の費目全般に設定されていた会計上の基準値である〔渡辺 2013, p.459〕。したがって「権課」の欄に現れる「定額」該当部分には、塩税賦課額もしくはそれと等置される内容が記されることになる。たとえば兩池では「定額」の具体値が述べられているが、女塩池などは専売対象外として権課そのものが設定されていない。温池は創設直後ゆえ「定額」未定扱い。胡落地・白池は専売ルートに載せず辺境諸軍に直接供給することが定められている。

前後の塩池規定のこのような構造を踏まえて烏池の記載を眺め直すと、「一十五万石」の米とは、本来なら銭額表示されるべき塩利を石額表示で「定額」化したものと理解できる。実際の業務手続きに即してたどるならば、塩そのもの、もしくは塩の専売益を財源に食糧 15 万石を和糶し、石額に読み替えて毎年計上することが定められたのである⁶⁾。そして塩州のような北辺藩鎮の農業生産力を考えれば、豊凶の別なく毎年和糶を「定額」実施するには、域外からの移入を誘導する必要がある。したがって塩利を導因とした商人誘致が、軍糧調達場で採用されていたことは、長慶以降については十分想定できるであろう。

『新唐書』巻 54 食貨志四にも、これに類似する記載箇所がある。そこでは冒頭で「唐有塩池十八、井六百四十、皆隸度支」と述べた後、表 2 のように列挙される。

『新唐書』にも権課の記載が各地の塩池・塩井・塩屯に見られる。そして塩州烏池のみならず、靈州・会州の 3 州 12 池について「皆輸米以代塩」という措置が規定されている。前後の記載がいずれも権課額を示していることから推測すれば、ここは「皆輸米以代塩価」等の校訂が考えられるべきではないか。その場合、ここは「米を各池に納入すれば塩税代納と見なされる」の意として理解できよう。

さて、烏池において軍糧政策への商人関与が認めうるとすれば、ほぼ同じころの北辺経済について呉武陵という人物が語った現状分析を理解する上でも参考になる⁷⁾。時の判度支寶易直は北辺に和糶貯備使を設置しようとしていた。これに対し、このころ北辺の塩政を担っていた呉武陵は異議を唱えるのだが、その根拠として、北辺の経済状況を次のように述べている。

長慶の初め、寶易直は戸部侍郎を以て判度支となり、呉武陵に北辺の塩政を主管させるよう表請した。……折しも和糶貯備使の設置を表請し、郎中相当の者を選んで任命しようとした。呉武陵は諫めてこう語った。「……かつて朔方では、度支の扱う米価が 40 銭にもなり、一か月を乗り切る備蓄もありませんでした。〔その食糧は〕いずれも商人に先納させ、そののち牒（受領証）を与え都に帰ってから代価を受領させるのです。もし侵入者が迫ってきたら、30 日も経たぬうちに餓死してしまうに違いありません。いったいどんな財源を当てにして和糶などと言うのでしょうか。……」易直はその言を納れなかった。

6) これを、『唐会要』の記述に従って「博米」、つまり「米の博糶（官銭以外の支払い手段による和糶）」と字義通りに理解するならば、財源は塩そのものであったと推測することも、あるいは可能かもしれない。

7) 旧稿では呉武陵のこの言に論及しつつ、時代背景と関連づけた説明は保留していた〔丸橋 2006, p.184〕

表1 『旧唐書』所載 各地の塩池

塩池名	所在地	担当官	権課	供給先
安邑・解県両池		旧置権塩使、仍各別置院宮。 元和三年七月、復以安邑・解県両池留 後為権塩使。……	(大和三年四月勅) 権課以実錢一百万貫 為定額。至大中二年正月、勅但取匹段 精好、不必計旧額錢數。及大中年、度 支奏納權利一百二十一万五千余貫。	
女塩池	在解縣		並禁斷不権。	
朝邑小池	在同州			
鹵池	在京兆府奉先縣			
烏池	在塩州	旧置権稅使	長慶元年三月、勅烏池毎年糶塩收博権 (権博?) 米、以一十五万石為定額。	
温池		大中四年三月因取復河隴、勅令度支收 管。温池塩仍差靈州分巡院官勾當。至 六年三月、勅令割属威州、置権稅使	縁新制置、未立権課定額。	
胡落池	在豊州界	河東供軍使収管	毎年採塩約一万四千余石	供振武・天徳兩軍及管田水運官健。自 大中四年党項叛擾、饋運不通。
白池		属河東節度使、不係度支。		供軍使請権市河東白池塩供食

表2 『新唐書』所載 各地の塩池・塩井・塩屯

名称	所在地	担当官	権課	供給先
池五、総曰「両池」	蒲州安邑・解県		歳得塩万斛	以供京師
烏池、白池、瓦池、細項池	塩州五原		三州皆輸米以代塩	
温泉池、両井池、長尾池、五泉池、 紅桃池、回楽池、弘静池	靈州			
河池	会州			
胡落池	安北都護府		歳得塩万四千斛	以給振武・天徳
井四十一	黔州	山南西院	皆随月督課	
井各一	成州・嵩州			
井百二十三	果・閬・開・通			
井十三	邛・眉・嘉	劍南西川院		
井四百六十	梓・遂・緜・合・昌・渝・瀘・資・榮・陵・簡	劍南東川院		
塩屯 (每屯有丁有兵)	幽州・大同横野軍		歳得塩二千八百斛、下者千五百斛	
	負海州		歳免租為塩二萬斛	以輸司農
	青・楚・海・滄・棣・杭・蘇等州			以塩価市輕貨、亦輸司農。

長慶初、竇易直以戸部侍郎判度支、表武陵主塩北辺。……会表置和糶貯備使、沢郎中為之。武陵諫曰「……前在朔方、度支米価四十、而無踰月積、皆先取商人、而後求牒還都受錢。脱有寇薄城、不三旬便当餓死、何所取財而云和糶哉。……」〔『新唐書』卷203 吳武陵伝）

竇易直の判度支在任は、長慶2年（822）12月庚戌から宝曆元年（825）5月乙卯に韋顥へ交替するまでなので⁸⁾、このやりとりが行われた際、烏池塩利を用いた和糶はすでに始まっているはずだが、北辺塩政を担当していた吳武陵はそれに言及していないので、烏池和糶の成否が未知数な段階の状況分析として、ひとまず理解しておく。

この段階で採用されていたのは、まず商人に北辺へ食糧納入させ、受領証（牒）を発給して、都で代価（錢）を支払うという方法であった。後世の見銭交引にも一見類似しており、その萌芽的先駆性を読み取ることもあるいは可能かもしれない。しかし、吳武陵の発言において、この方法は食糧調達策として不十分という評価が下されている点に注意が必要である⁹⁾。つまり、「牒発給による代価後払い」では十分な備蓄ができず、有事に対応できない、和糶に十分な財源たりえないというのである。したがって北辺で発給される「牒」には、後世の見銭交引のような信用がまだ共有されていなかった。空手形にならない、もっと確かな信用がこの時期には必要とされたのであり、烏池の塩を和糶と結合する方法は、そうした課題に対する回答の一つだったのかもしれない。

烏池塩利等による商人誘致で軍糧を調達する方法は、李錦繡氏も述べるように量的にはまだ大きな割合を占めるには至らず〔李2001, p.751〕、また第3章で述べるようにさまざまな問題をはらんでいたため、官運を軸に軍糧輸送を維持する基本方針は保たれていたと思われる。ただ、その方法としての端緒は少なくとも長慶年間（821-824）に求めることが可能である。『新唐書』食貨志が述べるように、塩利による和糶が塩州・靈州・会州の3州で実施されていたのだとすれば、長慶以降、その範囲は徐々に拡張していったことが推測できるであろう。

2 北辺経済と軍馬交易

(1) ウイグル

唐代の前期は、しばしば馬政の黄金期の一つに数えられる。隴右やオルドス・代北等の牧地に監牧を列置し、数多くの軍馬を養育したのである。ところが安史の乱以降、隴右が古代チベット帝国（吐蕃）の占領下に置かれると、唐朝は大規模な軍馬養成ができなくなり、外部からの馬の購入（市馬）への依存に傾斜していくこととなる〔横山1971、齋藤1991、馬・王1995〕。そして後期唐朝の軍馬調達経路として、これまで特に注目されてきたのがウイグルとの絹馬交易であった〔傅1977、馬1984、崔1986〕。

8) いずれも『旧唐書』本紀による。

9) 本記事の食糧供給政策を、賈志剛氏は「以商補軍」の一例として紹介し、諸軍が商人からの食糧供出に大きく依存していたと評している〔賈2006c, p.123・p.127〕。

絹馬交易については、関連史料に類出する「ウイグルが低質の馬を高額・大量に売りつけ、唐はそれを甘受する」というタイプの記載を額面通り受け取って良いかが、従来争点となってきた。近年では漢文史料に対する批判的検討から、むしろそれぞれに軍馬および馬価絹（馬の対価として支払われる布帛）に対する需要があり、両勢力を相互依存関係として理解する傾向が強まっている〔齋藤 1998〕。ウイグルの対唐外交についても、モンゴリアの歴代諸勢力以上に、中華帝国との通商関係に力点を置いていたことが重視されるようになってきている〔林 1992〕。

ただし絹馬の交易を、南北両勢力の接触地帯（ウイグルの南辺、唐の北辺）で展開した各種流通経済との関連で位置づけていくという視角はこれまで稀薄であった。そこで本章では、絹馬交易を唐の北辺経済のなかで措定することを試みたい。この課題に接近する最初の手がかりになるのが、絹馬交易が「どこで」行われてきたかである。

たとえばウイグルに先行する突厥第二カガン国は、唐との絹馬交易を西受降城等で行った¹⁰⁾〔馬・王 1995, p.87〕。11世紀から12世紀における契丹－北宋間の互市は、雄州など4箇所に置かれた榷場で行われた〔畑地 1974〕。いずれも南北勢力の中間地帯ないし「国境」地帯で行われたわけであるが、これに対しウイグルと唐の交易は、長安で行われることが多かったらしい。

ウイグルは毎年のように唐に遣使来朝していたのだが〔林 1922〕、絹馬交易もその過程で行われていたことが推測される。たとえば貞元3年（787）、徳宗が長年ウイグルに対して抱いていた私怨を解き、和解に転じて和蕃公主の降嫁を決めた際には、麟徳殿でウイグル使節に公主と引見させたうえで、代価（馬価絹）を賜与し、互市を許可している¹¹⁾。馬価絹は通常鴻臚寺を介して出給されたようであり¹²⁾、馬価絹の遅配が起こった際には、ウイグル使節が支払いを求め、次から次へと鴻臚寺前に雲集することもあったという¹³⁾〔齋藤 1998, p.43〕。

他方、絹馬交易は太原（北都）でも恒常的に行われていたらしい〔馬・王 1995, p.89〕。

この年（大和四年）、ウイグルは梅祿將軍李暢を遣わし、入貢という名目のもと、馬1万疋を率いて互市に來た。通過した州府では、節度使が使節に相應の礼を尽くし、兵備を嚴重にした。館に留まる際には兵卒が館外で警戒し、使節への襲撃・略奪に備えた。太原の故事では、兵を出して使節を迎えることになっていた。李暢が太原府界に至ったころ、柳公綽は牙將の祖孝恭に單騎で慰勞させ、修好の意を以て遇した。李暢は義に感じて涙を流し、道中ゆっくりと馬を駆り、み

10) 『旧唐書』卷 194 上・突厥伝

11) 『冊府元龜』卷 979 外臣部和親二

徳宗貞元三年八月丁酉、廻鶻可汗遣首領啜達干多覽將將軍合閼達干等來貢方物、且請和親。帝許以咸安公主嫁之、命見於麟徳殿。且令寶公主画図就示可汗、以馬価絹五万還之、許互市而去。

12) 『旧唐書』卷 195 廻紇伝

大和元年、命中使以絹二十万匹付鴻臚寺宣賜廻鶻充馬価。

13) 『旧唐書』卷 195 廻紇伝

〔大曆〕八年十一月、廻紇一百四十人還蕃、以信物一千余乘。廻紇恃功、自乾元之後、屢遣使以馬和市繪帛、仍歲來市、以馬一匹易絹四十匹、動至数万馬。其使候遣繼留於鴻臚寺者非一、蕃得帛無厭、我得馬無用、朝廷甚苦之。是時特詔厚賜遣之、示以広恩、且俾知愧也。

だりに駆けたり狩りをしたりしなかった。太原府に至ると、衙門を開き、通訳に謁見させ、常礼によって宴を開いた。馬を売ってから帰途につき、侵犯行為は行わなかった。

是歳、北虜遣梅祿將軍李暢以馬万匹來市、託云入貢。所經州府、守帥仮之礼分、嚴其兵備。留館則戒卒於外、懼其襲奪。太原故事、出兵迎之。暢及界上、公綽使牙將祖孝恭單馬勞問、待以修好之意。暢感義出涕、徐驅道中、不妄馳獵。及至、關牙門、令訳引謁、宴以常礼。及市馬而還、不敢侵犯。(『旧唐書』卷165 柳公綽伝)

河東節度使が朝貢使節団を迎接することが「太原故事」とされており、節度使府衙門内において宴礼と互市が行われていて、恒常的な仕組みだったことが判る¹⁴⁾。

このように、ウイグルと唐の間で行われた絹馬交易は、長安鴻臚寺で行う場合はもちろん、太原の場合も河東節度使(北都留守)が公務として実施するものであり、市場を介さず、政治的關係の中で道筋が付けられた制度的な交易(唐の論理で言えば朝貢貿易)という性格が強かったといえよう。交易の場という点でも、長安鴻臚寺や河東節度使衙門内などの「閉じた空間」で行われており、市場的な開放性は稀薄である。これらは、唐側の軍馬需要、そしてウイグル側の交易志向とコンスタントな遣使来朝がもたらした、両勢力の安定的な關係の産物といえるかもしれない。

その一方で、唐朝中枢が独占的に行う制度的な交易の外側では、その余禄に与らんとする人々による制度外的な經濟活動も展開していた。その第一は、ウイグルに派遣された唐の使節である。彼らは私的に布帛類を携行してウイグル領内に入り、公務の傍らで馬の買付を行った。帰国後にこれを売り払って私利を図るためであった。このこと自体、違法行為として処罰の対象とされることはなかったようであるが、貞元4年(788)にウイグルに遣使された趙憬がこうした私的交易を行わなかったことが美談として伝えられており¹⁵⁾、私益追求が常態化していたことを裏書きする記録となっている。

その第二は、北辺各地の藩鎮や遊牧諸族である。会昌年間(841-846)、キルギスの侵攻で内部崩壊を起こしたウイグルの一部が漠南に逃れた際、唐朝中央はその一部勢力の存続を支援するため馬価絹を支払った。それに目を付けた北辺の諸藩(河東・振武)や諸族(吐谷渾・タングト)が牛・馬・ラクダ等をウイグルと売買しようとしたのである。こうした行為は、ウイグルを助け、反対に北辺防備を弱めかねないことから、唐朝は外蕃と辺境諸藩の直接交易を制限し、利益の納官を命じている¹⁶⁾。村井恭子氏が明らかにしているように、北辺諸藩には、節度使以下、属員個々人の利益のため、公的

14) 馬価絹ではないが歳贈絹が朔方軍で受領されていたとの記事も見える。『資治通鑑』卷220 至徳2載11月条 己丑、以回紇葉護為司空・忠義王。歲遣回紇絹二萬匹、使就朔方軍受之。

15) 『旧唐書』卷138 趙憬伝

貞元四年、迴紇請結和親、詔以咸安公主降迴紇、命檢校右僕射關播充使、憬以本官兼御史中丞為副。前後使迴紇者、多私齎繪絮、蕃中市馬迴以規利、憬一無所市、人歎美之。

16) 『会昌一品集』卷13「論太原及振武軍鎮及退渾党項等部落互市牛馬駱駝等狀」

右。緣回鶻新得馬價絹。訪聞塞上軍人及諸藩部落、苟利貨財、不惜馳馬、必恐充為互市、招誘外蕃、豈惟資助虜兵、実亦減耗兵備。望詔劉沔・忠順・義忠・守志等切加鈐鍵、如有違犯、並按軍令、馬及互市物納官。如有人糾告、便以所得物充賞。

に配分されている経費を流用して、国防の実質を掘り崩してしまうケースが多くみられており〔村井 2015, pp.61-63〕、本事例もその一例として理解できる。

第三は、中国人商人ないし「商胡（ソグド商人か）」である。彼らはウイグル使節が帰国する際、これに帯同してしばしば出塞した。そのねらいは詳らかでないが、前述の唐の使節と同様、ウイグル領内で馬などを買い付け、唐に持ち帰って売却することであろう。先述した貞元3年（787）の和約の際、宰相李泌が提案した五箇条の合意事項の中には、「中国人および商胡を携えて出塞するを得る無かれ」との一項があり¹⁷⁾、商人層が絹馬交易の周辺に食い込み、利殖を図っていたことが明確にうかがわれる。

よく知られているように、唐代後期、ウイグル商人やウイグル配下のソグド商人は、長安に千人規模で居住し、活発な交易・金融活動を営んでいた¹⁸⁾〔日野 1965、佐藤圭四郎 1979、森安 1997〕。ウイグル使節に潜伏して両国間を往来する商人のなかに、彼らが多く含まれていたことは想像に難くあるまい。

以上のように、唐とウイグルの間では、制度的な絹馬交易の外側で、さまざまなレベルの私的な交易活動が展開していた。唐朝はそうした非制度的な交易を極力取り締まり、軍馬の調達を中央管理の下で維持しようと図っていた。その試みは両勢力関係の安定的な推移も幸いし、おおむね破綻なく行われていたと考えられよう。

(2) タングト

タングト（党項）は、もともと隴右方面に居住していたが、古代チベット帝国（吐蕃）の拡大をうけて、関内道北部から河東道北部にかけての地域に移住した。安史の乱のさなかチベットが河西・隴右を占領すると、タングトの移住はさらに大規模化する。彼らはチベットと手を結んでその侵攻をしばしば手引きしたため、唐朝はこれを夏州・銀州等に遷して、両者の連絡遮断を試みたが、彼らその後も向背常なく、北辺防衛の攪乱要因になっていく〔岡崎 1972、周偉洲 2004b〕。

拙著を含め、従来の唐代経済・財政史研究には、タングトの動向を組みこむ視角がほとんどなかつ

17) 『資治通鑑』巻 233 貞元 3 年 9 月条

〔李泌〕対曰「……臣今請以書与之約、称臣、為陛下子、每使來不過二百人、印馬不過千匹、無得携中国人及商胡出塞。五者皆能如約、則主上必許和親。……」既而回紇可汗遣使上表称兒及臣、凡泌所約五事、一皆聽命。……

18) 『資治通鑑』巻 225 大曆 14 年 7 月条

庚辰、詔回紇諸胡在京師者、各服其服、無得効華人。先是回紇留京師者常千人、商胡偽服而雜居者又倍之、累官日給糶餼、殖資産、開第舍、市肆美利皆歸之、日縱暴橫、吏不敢問。或衣華服、誘取妻妾、故禁之。

『新唐書』巻 217 回鶻伝

元和初、再朝獻、始以摩尼至。其法日晏食、飲水茹葷、屏酒醢、可汗常与共国者也。摩尼至京師、歲往来西市、商賈頗与囊橐為茲。

『冊府元龜』巻 999 外臣部互市

〔大和〕五年六月、貶右龍武將軍李甚為宣州別駕。甚子貸廻紇錢一万一千四百貫不償、為廻紇所訴、故貶甚。因下詔曰「如聞頃來京城内衣冠子弟及諸軍使并商人百姓等、多有舉諸蕃客本錢、歲月稍深、徵索不得、致蕃客停滯市易、不獲及時。方務撫安、須除旧弊、免令受屈、要与改更。自今已後、應諸色人、宜除準勒互市外、並不得輒与蕃客錢物交關。委御史台及京兆府切加捉搦、仍即作条件聞奏。其今日已前所欠負。委府臬速与徵理处分。」

た。ところが近年、新出史料を交えながら進展している「早期党項史」〔趙・尹 2001、周偉洲 2004a、同 2004b など〕では「早期党項」勢力を支える経済基盤として馬の重要性が指摘されるようになってきている。さらに村井恭子氏が、党項史研究に依拠しつつ、唐とタングトの関係を経済・軍事等、多様な角度から論じており〔村井 2010、同 2015〕、その大勢を把握することが可能になった。本節ではそうした研究成果に依拠しつつ、前節のウイグル絹馬交易とも比較しながら、タングトをめぐる北辺経済の成り立ちを探っていききたい。

唐に移住した後のタングトは、夏州・銀州の平夏部、慶州の東山部などいくつかのグループごとに分布し、さらには河東道の石州などにも一部が移動するなど、広範囲にわたって展開した。複数の州をまたいで分布・往来する生活形態ゆえに、一州で罪を犯した者が他州に逃げ込むなど、縦割りの州県制下で対応できない案件も起こったという¹⁹⁾。

唐土移住後におけるタングトの暮らしぶりについて、次のような記録がある。

元和五年五月、塩州が奏した。「渭北の党項拓跋公政等 13 府が連名の文書で申しますことには、渭北の下にある帳幕は放牧を営み、ここまで 15 年あまり塩州界におりました。今、勅に拠れば夏州に分属されることになりましたが、従来通り塩州で百姓としていただけますようお願いいたします」と。

〔元和〕五年五月、塩州奏「渭北党項拓跋公政等一十三府連状称、管渭北押下帳幕牧放、經今十五余年、在塩州界。今準勅割属夏州、情願依前在塩州充百姓。」〔『冊府元龜』 卷 977 外臣部降附）

移住後 15 年あまりにわたって「放牧」生活をつづけていたこと、拓跋公政等 13 府が塩州において編戸化されていたことがうかがわれる。そして彼らは、自ら産する馬を基盤にして、北辺経済に関わっていく。

タングト馬交易の相手として、まず挙げられるのは商人層である。該当例をいくつか列挙しよう。

- ・貞元 3 年 12 月、商人が牛馬と軍器を以て党項の部落で交易することを、はじめて禁止した。
貞元三年十二月、初禁商賈以牛馬・器械於党項部落貿易。（『旧唐書』 卷 198 党項羌伝²⁰⁾）
- ・党項の部落は豊かなため、現在まで遠近の商人が布帛やさまざまな物品をもたらし、部落に入って牛馬に替えていく。

19) 『資治通鑑』 卷 247 会昌 3 年 11 月条

党項寇塩州、以前武寧節度使李彦佐為朔方靈塩節度使。十一月、邠寧奏党項入寇。李德裕奏「党項愈熾、不可不為区処。聞党項分隸諸鎮、剽掠於此則亡逃歸彼。節度使各利其駝馬、不為擒送、以此無由禁戢。臣屢奏不若使一鎮統之、陛下以為一鎮專領党項權太重。臣今請以皇子兼統諸道、挾中朝廉幹之臣為之副、居於夏州、理其辭訟、庶為得宜。」乃以堯王岐為靈夏等六道元帥兼安撫党項大使、又以御史中丞李回為安撫党項副使、史館修撰鄭垂為元帥判官、令齋詔往安撫党項及六鎮百姓。

20) 『旧唐書』 卷 12 德宗紀・貞元 3 年 11 月壬申条は「禁商人不得以口馬兵械市於党項」と述べる。

以部落繁富、至今遠近商賈、齋雜繪諸貨、入其部落、質其牛馬。（『唐會要』卷 98 党項羌²¹⁾）

・大和年間に至ると党項は次第に強まり、しばしば侵略を行ってきたが、軍器の質が悪く、唐の兵器が鋭いことをおそれて、良い馬・羊で鎧や弓矢を購入した。鄜坊軍糧使の李石は、商人を禁榷し、旗幟・甲冑・武器類を以て部落に入ることができなくし、それを密告した者には罪人の私財を尽くして賜与するよう表請した。

至大和中寢疆、数寇掠、然器械鈍苦、畏唐兵精、則以善馬購鎧、善羊質弓矢。鄜坊道軍糧使李石表禁商人不得以旗幟、甲冑、五兵入部落、告者、拳罪人財畀之。（『新唐書』卷 221 上・党項伝²²⁾）

これらはいずれも、タングト産の畜類（馬・牛・羊）と中国商人のもたらす布帛・軍器による交易関係であり、一つ目と三つ目は交易品が軍器だったことから禁令の対象となったのである。ウイグルとの絹馬交易が王朝中央による独占を基本としていたのと対照的に、タングト馬は市場で売買され、王朝中央が直接の買い手になっていない点が特色である。

他方、タングト馬に対する需要は、商人のみならず、北辺諸藩にも存在した。しかしそこで展開される交易は、きわめて非対称的なものであった。たとえば、タングトが各藩鎮で羊馬の交易を行う際には、当地の節度使への付け届けを欠かすことができなかったという²³⁾。また、馬の交易をめぐるトラブルも多発した。たとえば開成年間（836-840）には次のような事件が起こった。

開成末になると党項の部落はますます繁栄し、富商が布帛類をもたらし、羊馬を買っていった。藩鎮はその利益に便乗し、強制買い上げや代価の不払いを働いたため、党項人はうらみ、相率いて反乱を起こした。靈州・塩州への道は閉ざされた。

至開成末、種落愈繁、富賈人齋繪寶鬻羊馬、藩鎮乘其利、疆市之、或不得直、部人怨、相率為乱、至靈塩道不通。（『新唐書』卷 221 上・党項伝²⁴⁾）

商人と藩鎮による買い上げの強制や代価の不払いが原因で、タングトの反乱を惹起してしまったのである。あるいは元和 14 年（819）の夏綏銀節度使田縉のように、羊馬を「強取」し、チベットの侵入を導いてしまったケースもある。

右衛大將軍田縉を衡王傳に降格した。田縉は以前夏綏銀節度使だったころ、ひそかに軍糧 4 万石

21) 『旧唐書』卷 198 党項羌伝に同記事あり。

22) 『旧唐書』卷 198 党項羌伝にも同記事あり。

至大和・開成之際、其藩鎮統領無緒、恣其貪婪、不顧危亡、或強市其羊馬、不酬其直、以是部落苦之、遂相率為盜、靈塩之路小梗。

23) 『旧唐書』卷 177 崔從伝

長慶二年、檢校礼部尚書・鄜州刺史・鄜坊丹延節度等使。鄜時内接畿甸、神策軍鎮相望、踰禁犯法、累政不能制、而從撫遏拳奏、軍士惕然。党項羌有以羊馬來市者、必先遺帥守、從皆不受、撫諭遣之、群羌不敢為盜。

24) 前註 22) 『旧唐書』卷 198・党項羌伝にも同記事あり。

を私用し、党項の羊馬を強奪し、党項が吐蕃を誘って侵攻する原因をもたらした。

貶右衛大将軍田縉為衡王傳。縉前鎮夏州、私用軍糧四萬石、強取党項羊馬、致党項引吐蕃入寇故也。（『旧唐書』卷15 憲宗紀・元和14年9月庚寅条）

こうした傾向は、神策外鎮の場合にも起きていた。

貞元15年（799）2月、六州党項は石州から出奔し黄河を渡って西に向かった。……永泰・大暦以後、石州に居住し、遊牧生活をしていたのだが、ここへ来て永安城の鎮将阿史那思昧が党項の部落を侵擾し、ラクダや馬を求めて飽くことを知らず、監軍もそれを支持していたため、党項は苦しみに耐えず、かくして部落を率いて出奔し黄河を渡ったのだ。

十五年二月、六州党項自石州奔過河西。……永泰・大暦已後、居石州、依水草。至是永安城鎮将阿史那思昧擾其部落、求取駝馬無厭、中使又贊成其事、党項不堪其弊、遂率部落奔過河。（『旧唐書』卷198 党項羌伝）

永安城は左神策京西北八鎮のひとつであり〔丸橋2006, p.167〕、鎮将と中使（監軍使）が結託して馬などを要求したため、タングトの流亡を招いてしまったのである。

「辺将暴政」の苦境がタングトを反乱に駆り立てた一方で、繰り返されるタングトの反乱は唐側の人々にも不信感を植え付けたい。沈亜之の「夏平」という作品には、「華民」が馬などを購入した帰途、追跡してきたタングト騎兵に襲撃されて瀕死の重傷を負ったという出来事、あるいは高値で買ったのに行方不明になってしまった善馬を探索したところ、タングトの部落に戻ってしまい、何年も取り戻すことができなかったというエピソードが紹介され²⁵⁾、タングトへの不信が表明されている。

こうした相互不信を引き起こした絹馬交易のトラブルは、つまるところ北辺諸藩や神策外鎮が軍馬の供給をタングトに依存していたことに起因している（もちろん搾取した馬が、防衛強化よりもむしろ辺将や幕僚個人々の私益目的に使用された可能性は高い²⁶⁾にせよ）。これを前節の議論と重ねるならば、ウイグル馬とタングト馬は、軍馬流通の構造上、異なる層次にあったことが推測されよう。つまり、前者は市場性を極力排して独占的に組織されたのに対し、後者は仮借なき争奪戦にさらされ経

25) 『沈下賢集』卷3「夏平」

…道路殺掠以為常、與華民貿易馬牛羊囊駝者、貿已、輒以壯騎從捷道、伺險擊奪華民。華民脫死者幾希矣。愿乃按察部落、尽知其猾、大者死、小者盟。又令曰「今盟矣、敢有叛者滅之。」其後有人貨得一馬。厚餽善色、駭而逸。亡其所就月余、奔歷數帳、異逐之。又至一帳、帳之老、乃相与執而詣公居、請曰「有馬逸來、莫知其所由。」其後更歲。故亡馬者得復之。則整頓其弊如此。其氣復能為狼耶。…

26) たとえば、元和15年（820）6月から夏綏銀節度使を務めた李祐は、長慶4年（824）7月に左金吾大将軍に異動した後、馬150匹の進奉を試みたという（結果的に受領してもらえず、違勅進奉の罪に問われてしまう）。夏綏節度使李祐入為左金吾大将軍、壬申、進馬百五十四、上卻之。甲戌、侍御史温造於闈内奏彈祐違勅進奉、請論如法、詔釈之。祐謂人曰、吾夜半入蔡州城取具元濟、未嘗心動、今日胆落於温御史矣。（『資治通鑑』卷243 長慶4年7月条）

節度使時代に私蔵していた馬を進奉に用いたものと思われる。

済・軍事両面の不安定要因となったのである²⁷⁾。

タングトをめぐる何らかの騒擾が起こったとき、その対応をめぐる辺境諸軍と王朝中央の間で主張が齟齬するという現象がしばしば見られる。たとえば元和元年(806)、タングトがチベットの侵入を手引きした際、辺将が討伐を主張したのに対し、宰相の杜佑は次のように述べている。

元和元年、……このとき河西党項はひそかに吐蕃の侵入を引導したが、辺将は武功を求めて、これを討伐することを急ぎ求めてきた。杜佑が上疏し、論じていうには「……百官が廷議し『軍備を整えて侵攻に備え、兵士を増派して、侵略軍を迎撃しましょう』などと言うのは、時機に達せぬ匹夫の常論です。……しかも党項は小蕃で、中国に雑居していますが、はなからわれらの徳に懐かせ、招撫してやることです。このごろ辺将は廉直でなく、党項を侵害し、彼らの良馬を利とし、その子女を略取し、特産物を贈らせて、労役に徴発します。労苦がひどい上に、反乱や逃亡が起こり、北狄と連絡を通じる者、西戎とともに侵入する者があるのも、もっともなことです。必ず懲らしめ改めなければなりません。…」主上は深く嘉納された。

元和元年、……時河西党項潜導吐蕃入寇、辺将邀功、亟請擊之。佑上疏論之曰「……而公卿廷議、以為『誠当謹兵戎、備侵軼、益發甲卒、邀其寇暴。』此蓋未達時機、匹夫之常論也。……且党項小蕃、雜處中国、本懷我德、当示撫綏。間者辺将非廉、亟有侵刻、或利其善馬、或取其子女、便賄方物、徵發役徒。勞苦既多、叛亡遂起、或与北狄通使、或与西戎寇辺、有為使然、固当懲革。…」上深嘉納。(『旧唐書』卷147杜佑伝)

また会昌年間(841-846)、反乱を起こしたタングトへの勅書では、次のように述べられる。

このごろ辺将は国制を守らず、民衆の綏撫に失敗し、収奪によって、禍害が無実の者にも及んでいると聞いている。……辺将は朝命を聞いて独断せず、諸族は冤罪があっても陳訴の道があるよう願っている。わが命令を奉じて、平和を守るように。……

比聞辺将不守朝章、失於綏輯、因縁征斂、害及無辜。……所冀群帥聽命而不敢自專、諸部懷冤而有所披訴。奉我憲令、以保和寧。(『会昌一品集』卷6「賜党項勅書」)

辺軍側がタングトを敵視し、その打倒を主張するのに対し、王朝中央はむしろ辺軍の搾取を批判し、招撫による沈静化を唱えているのである。このようなタングト戦略上の認識の違い、あるいは前述した軍馬流通上の層次の違いは、北辺政策全般をめぐる王朝中央と辺境諸軍の乖離に関わる問題でもある。こうした乖離構造については、章を改めて考察しよう。

27) 『資治通鑑』卷242長慶2年6月条に「党項寇靈州・渭北、掠官馬」とあり、タングトの側が官馬を略奪することもあったことが判る。

3 北辺経済をめぐる諸勢力の動き

北辺政策の運営をめぐる王朝中央と辺境諸軍の乖離については、村井氏が詳細に整理している。京西京北地域²⁸⁾の諸藩は宦官（神策軍）との関係が深く、搾取や軍籍虚占・軍費流用などによって得た財を、私蔵、宦官等への賄賂・進奉、遊牧兵の召募・維持等に用いた。軍籍虚占は官健体制を弱体化させてしまうが、代北・河東の遊牧勢力を起用することで補完が図られていた（実際、河西党項への対応を代北勢力が担っている）。一方、唐朝中枢は遊牧兵について、その有用性を理解し依存しつつも、あくまで緊急対応用の非正規軍事力と認識していたという〔村井 2015, pp.65-66〕。王朝権力・辺境諸軍・遊牧勢力が複雑に絡み合う北辺特有の政治関係が、軍事・財政など多様な観点を取り入れながら、明快に浮かび上がっており、今後依拠すべき理解と言えるであろう。

村井氏は唐朝中枢のめざしたところ（「唐中央の理想」）を主に元和年間（806-820）における李絳の発言から読み解いているが、これに似たことは、長慶年間（821-824）に試みられた幾つかの財政改革からも抽出できる。以下では、この改革の流れを同時代の対外関係史にもらみながら（表3参照）、たどってみよう。

まず端緒となったのは、京西京北地域における和羅の改革である。これより先、元和末には宦官が京西京北和羅使に任命されていたが、備蓄創出の効果が薄く、むしろ民を侵擾する弊害が目立っていた。そこで、長慶元年（821）3月、和羅使の廃止が決定されたのである²⁹⁾。

この改革の指揮を執ったのが誰なのか、史料上明確にすることはできないのだが、当時財政を担当していた諸官のなかでは戸部尚書の楊於陵が有力候補かもしれない。楊於陵は、戸部尚書在任中に兩税に現物による折納を認める大改革を推進するなど財政への通曉ぶりがうかがわれ、しかもその履歴のなかで何度か宦官と対決し、屈服させてきた実績を持つからである³⁰⁾。

実際のところ、こののち京西京北和羅使そのものが廃止されることはなく、就任資格者を宦官から郎官クラスの文官（出使郎官）に改める方式で、状況の改善が図られていく。この方式を推進したの

28) 京西京北の定義については、〔村井 2015, 註 33〕を参照。

29) 『唐会要』巻90 和羅

長慶元年二月敕「春農方興、種植是切。其京北京西和羅使宜勒停。」先是、度支以邊儲無備、請置和羅使、經年無效、徒擾邊民。故罷之。

この勅は、『旧唐書』巻16 穆宗紀では長慶元年三月戊申とされており、『冊府元龜』巻502 邦計部平糶も三月に作ることから、唐会要の記載は三月の誤りと考えられる。なお宦官を和羅使に任用することの弊害については、『旧唐書』巻168 高鈇伝、同書巻173 鄭覃伝、『唐会要』巻78 諸使中・諸使雜録上・元和14年4月条にも記録が見られる。

30) 『旧唐書』巻164 楊於陵伝、『李文公集』巻14「唐故金紫光祿大夫尚書右僕射致仕上柱国弘農郡開国公食邑二千戸贈司空楊公墓誌銘」。彼は貞元末に京兆尹となった際には禁軍の影占を制限し、元和初に嶺南節度使となった折りには監軍使の干渉を排除している。人間関係の面で言えば、彼は北辺財政の礎を貞元初に築いた韓滉の女婿である。また、嶺南節度使時代に辟召した韋詞が後述するように京西和羅使を務めている（『新唐書』巻163 楊於陵伝）。彼以外にも、当時判度支だった崔俊も、地方官時代の財政上の治績が数多く伝えられており、候補者たり得るかもしれない（『元氏長慶集』巻54「有唐贈太子少保崔公墓誌銘」）。

表 3 長慶前後の重要事件（太字は内政関係、細字は対外関係の記事）

年	月	できごと
元和 15 (820)	正	憲宗死去、穆宗即位
	正	楊於陵を戸部尚書に、崔俊を判度支に任命
	10	田縉の搾取→党項・吐蕃の涇州侵攻、烏池・白池に一時陣営を置く
長慶元 (821)	12	吐蕃が烏池・白池を包囲
	3	京西京北和羅使を廃止（実際は宦官から文官に転換）
	3	烏池塩利の権課を米 15 万石で定額化
	6	太和長公主のウイグル降嫁→吐蕃が青塞堡に侵入→塩州刺史李文悦が撃退
長慶 2 (822)	7	大赦：北辺財政担当官の精選を指令
	10	唐と吐蕃の会盟（於長安）
	10	靈武節度使李進誠が吐蕃を大石山で破る
	正	判度支を崔俊から張平叔に交替
	5	唐と吐蕃の会盟（於ラサ）
	6	吐蕃・党項が靈・塩・夏州付近に侵入、夏綏銀節度使李祐が撃退*
長慶 3 (823)	閏 10	楊於陵が戸部尚書より離任
	12	判度支を張平叔から竇易直に交替
	12	この直前まで、韋詞（韋辭）が京西和羅使を務めていた**
長慶 4 (824)	?	吐蕃とウイグルの会盟
	正	穆宗死去、敬宗即位
宝暦 1 (825)	6	度支管田水運使賀拔志の管田過大報告露見
	5	判度支を竇易直から韋顛に交替

*…「張寧墓誌銘」（『榆林碑石』 p.65+233. 周峰 2013）

**…『唐会要』 卷 59

が第一章でも名の挙がった判度支竇易直であり³¹⁾、長慶 2 年（822）12 月から宝暦元年（825）5 月までの在任期間、直属の部下である判度支案の范季陸・韋辭（韋詞）を京西京北和羅使に起用していった³²⁾〔丸橋 2006, p.114〕。このうち范季陸に対する任命制書には次のような記述がある。

汝が京西京北和羅使に赴任するに当たり、私から訓示がある。『史記』貨殖列伝に「廉賈は之を五にす」というのは³³⁾、官は民と利を争わないという趣旨なのである。『論語』堯日に「出納が吝なることを有司という」と述べられているのが官の常態なのである³⁴⁾。物価の高低差が大きければ貧者が弊害を受け、モノの価値の差が大きければ富者が旨味を得るものなのだ。

…汝其往哉、予用訓汝。夫廉賈五之、不爭之謂也。出納必吝、有司之常也。貳上下之価、則茫昧者受弊。雜苦良之貨、則豪右者受贏。……（『元氏長慶集』 卷 47 「授范季陸尚書倉部員外郎制」）

31) 『新唐書』 卷 203 吳武陵伝

長慶初、竇易直以戸部侍郎判度支、表武陵主塩北辺。……会表置和羅貯備使、挾郎中為之。

32) 判度支案については〔丸橋 2006, p.126〕を参照。

33) 『漢書』貨殖伝・顔師古注所引の孟康説は次のように説明する。

貪賈、未当売而売、未当買而買、故得利少、而十得其三。廉賈、貴乃売、賤乃買、故十得五也。

34) 『論語』堯日

子張曰「何謂四惡。」子曰「不教而殺、謂之虐。不戒視成、謂之暴。慢令致期、謂之賊。猶之与人也、出納之吝、謂之有司。」

ここからうかがえるのは、和羅使が市場流通に深入りし、利益追求する姿勢に対する警戒である。おそらく従来和羅使を担ってきた宦官によるあからさまな利殖ぶりを念頭に置いた文言なのであろう。

和羅使改革からうかがわれる、官僚の私的な営利志向を抑制しようとする姿勢は、他の政策からも読み取ることができる。まず長慶元年（821）7月己酉の大赦において、和羅の利得を担当官が握ってしまい、政策効果が末端に及んでいない現状を踏まえ、京西京北供軍使・和羅巡院官・度支管田使・代北水運使の人材精選が指示されている³⁵⁾〔丸橋 2006、p.115〕。次に、判度支案が「出使郎官」として、財政上の各種不正に対する取り締まりを行うようになった³⁶⁾。たとえば長慶4年（824）には、主客員外郎・判度支案の白行簡による取り調べを通じて度支管田使賀拔志による管田過大申告が露見している³⁷⁾。

そして、第1章で論じた烏池塩政における権課15万石の定額化も、これらと同じ時期（長慶元年（821）3月）に始められた政策である。烏池への輸米は既述のように商人を起用する内容のものだったと推測されるが、長慶期における以上のような政治状況から推して、商人介入による利殖熱の高まりを抑制することには意が払われていたはずであり、この時点における商人関与の度合いも、ある程度割り引いて考える必要があるだろう。

以上の諸改革が行われた時期は、折しも唐・チベット・ウイグル、さらには南詔をも含む盟約が交わされ、ユーラシア東方が暫時安定する期間とも重なっており（表3）〔佐藤長 1977、森安 2007、岩尾 2015〕、タンゴトの反乱もその後何年かは沈静化したのである。

しかしながら、王朝中央がめざす「理想」、すなわち「官僚個々人の私益追求の抑制」が実効性を伴ったかについては、別途考えなければならない。文宗期（826-839）になると、夏綏銀節度使・銀州監牧使に就任していた劉源が、管田実績と監牧馬数の過大申告を行っている³⁸⁾。北辺藩鎮（特に京西京北地方）は、すでに明らかにされているように宦官と強く癒着しており〔村井 2015、pp.57-60、丸

35) 『冊府元龜』卷90 帝王部赦宥・長慶元年7月己酉条

近辺所置和羅、皆給実価。如聞、頃来積弊頗甚、美利蓋歸於主掌、善価不及於村閭。或虚招以奉於強家、或広僦用盜於遊客。若不嚴約、弊何可除。宜委度支精折京西京北応供軍糧、并和羅院官、并管田水陸轉運、切加訪察、仍作条疏檢轄、速具奏聞。

36) 出使郎官の監察機能については〔丸橋 2006、p.128〕を参照。

37) 『冊府元龜』卷511 邦計部誣調

穆宗時、為度支水運管田使。長慶四年六月丁亥、振武軍節度使奏「志以刃自割不死」。志前奏管田數過實、將因功效。及命主客郎中白行簡覆驗、志不勝其懼、遂欲自殺。

38) 『冊府元龜』卷697 牧守部邪佞

劉源、文宗時、為銀州刺史、請置管田、事多不實、或朝廷遣使至辺上、源必先令下吏多驅馬皆負布囊、實之以土、声言運糧於屯田。百千馱之中、或致粟麥之囊一二。因潜為識認於使者前、私決其囊、以遺之用、取信於人、而広以財賄交通、遂擢授夏州節度使。又虚增監牧馬數、以取其度支供給。時人知其贓、仗倚權倖、有司不敢劾、終不真於極法、議者以為幸。

なお、次の『冊府元龜』卷673 牧守部褒寵二にみえるように、大和7年（833）段階では劉源の管田は昇格の根拠とされていた。

劉源為銀州刺史、太和七年、就加檢校国子祭酒、旌管田積粟之功也。

橋 2006, pp.146-153)、度支の監察が行き届かぬまま放任された潜在的な不正が、これ以外にも数えきれぬほど起こっていたに相違あるまい。

営田実績の過大申告といえ、前述の度支営田使賀拔志が起こした事件もこの問題に起因していた。しかも、劉源が一地方官だったのとは異なり、賀拔志は度支の下部機関に属する人間である。したがってこの事件は、集権的財務運営の一角を担うべき営田使が私益追求に走ったことを意味する。一般の北辺藩鎮や宦官の息がかかる神策外鎮が同様の事件を起こすより問題はよほど深刻なはずだが、実のところこの種の事件は存外に数多く伝えられている。たとえば、時代はやや遡るが貞元期の代北水運使薛審は軍馬の大量飼養と「異馬」不申告によって³⁹⁾、また大中期の代北水運使馬曙は軍器(犀甲)私蔵のかどで⁴⁰⁾、それぞれ降格処分を受けている。

以上のように、王朝中央は「官僚個々人の営利志向」を抑制すべく、さまざまな制度改革を推進した。しかしその効果は限定的であり、私益追求の気風は、辺境諸軍(一般諸藩と神策外鎮)はもとより、王朝中央から派遣される度支官僚にも浸透していたのである。

おわりに

以上、3章にわたって取り上げてきた北辺経済の諸側面について、北辺に分布する地方機関である北辺諸藩、神策外鎮、度支系諸司(水運使・営田使・和羅使・巡院等)を核として整理してみよう。辺境防衛の前線に立つのは北辺諸藩であり、それらに対するバックアップとコントロールを軍事/財政各面から行うのが神策外鎮/度支系諸司、という関係になっている。

これら諸機関をめぐるモノの流れは、次の三方面との関係で成り立っていた。その第一が、王朝中央から支給される軍費である。衣糧が補給の形で直接送られる場合もあれば、税収の再配分(兩稅留使、営田収入や塩利の自主財源化)が認められる場合もある。第二は商人経由でもたらされる物品であり、烏池塩利などの羅本を代価に買い入れる軍糧がその代表である。そして第三が、諸蕃(特にタングト)から買い入れる軍馬である。王朝中央(特に度支)や度支系諸司の役割は、このような「制度的なモノの流れ」を監視し、総体的に円滑化することにあつたわけである。

ところが、第2章・第3章で述べたように、地方諸機関の官僚たちにはさまざまな不正や収奪を通じて、私益を追求する傾向があつた。具体的には、①営田・監牧・兵額等の過大申告による公費の不正受給(対王朝中央)⁴¹⁾、②和羅の強制や代価不払い(対商人)、③軍馬の強奪・強制買い上げ・代価不払い(対諸蕃)、などが挙げられる。こうした回路を通じて私した財物は、「本来目的」から切り離

39) 『李文公集』巻12「故東川節度使盧公伝」

泗州刺史薛審為代北水運使時、畜馬四百匹、有異馬以不獻者。事下度支、乃使巡官往驗之。

40) 『東觀奏記』中

大理卿馬曙、任代北水運使。代北出犀甲、曙罷職、以一二十領自隨。故事人臣家不得蓄兵器、曙既在朝、乃瘞而藏之。一日、奴有犯罪者、曙笞之、即告於御史台、稱曙蓄兵器、有異謀。命吏發曙私第、得甲不虛。坐貶邵州刺史。……

41) 営田維持の困難さについては〔賈 2006b〕を、兵額の過大申告(軍籍虛占)の持つ諸問題については〔賈 2006a、村井 2015, pp.64-63〕を参照

されて潜在化し、①進奉・賄賂（対王朝中央）、②流用・転売（対商人）⁴²⁾、③遊牧兵の召募（対諸蕃）など、「目的外使用」の原資として恣意的に転用されていくことになる〔村井 2015, pp.70-72〕。

このような、いわば「非制度的なモノの流れ」は「制度的なモノの流れ」の背面に牢固として貼り付いており、本来それを取り締まるべき度支系諸司の官員さえもしばしば誘引される始末であった。裏側に展開する非制度的領域を併せて参照しなければ、表側の成り立ちも十分把握できないという、中国制度史理解の要諦を、ここから読み取ることもできよう。

唐代北辺財政に対する商人の関与が一見稀薄であることの背景として、彼らへの訴求力を持つような商品の不在を旧稿では予想していた〔丸橋 2006, p.177〕。しかし近年、遊牧諸勢力に関する知見が豊富化したことに伴い、塩と馬とが商品性のとりわけ高い物品として浮かび上がり⁴³⁾、これらを媒介にすることで、旧稿以降に残されていた宿題について一定の見通しを得ることができたと思う。再考の機縁を与えていただいた諸研究に、謝意を表する次第である。

〔付記〕本稿は二〇一五年度科学研究費補助金（基盤研究 B「中国古代の軍事と民族－多民族社会の軍事統治－」）による研究成果の一部である。

参考文献一覧

【日本語】

会田大輔 2015 「北周侍衛考－遊牧官制との関係をめぐって－」東洋史研究 74-2

荒川正晴 2010 『ユーラシアの交通・交易と唐帝国』名古屋大学出版会

岩尾一史 2014 「古代チベット帝国の外交と「三国会盟」の成立－」東洋史研究 72-4

岡崎精郎 1972 『タンゲート古代史研究』東洋史研究会

川本芳昭 2011 「北魏内朝再論」東洋史研究 70-2

2014 「前近代における所謂中華帝国の構造についての覚書－北魏と元・遼、および漢との比較－」史淵 151

佐藤圭四郎 1979 「唐代商業の一考察 - 高利貸付について -」『加賀博士退官記念中国文史哲学論集』（『イスラーム商業史の研究』同朋舎出版に再録）

佐藤 長 1977 『古代チベット史研究』下巻同朋舎

齊藤茂雄 2014 「唐後半期における陰山と天徳軍－敦煌発現「駟程記断簡」（羽〇三二）文書の検討を通じて－」関西大学東西学術研究所紀要 47

齋藤 勝 1991 「唐代の馬政と牧地」日中文化研究 14

42) 辺将と都の富裕層が結託し、軍糧の密売を働いた次の事例（貞元期）は、その典型である〔丸橋 2006, p.178〕。

又有勢要・近親・羈遊之士、或託附辺将、或依倚職司、委賤糶於軍城、取高価於京邑、坐致厚利、実繁有徒。（『陸宣公集』卷 18 「請減京東水運取脚価於沿辺州鎮儲蓄軍糧事宜状」）

43) 本稿で触れられなかったが、鉄や武器なども北辺経済を考える上で有力な商品であった。〔買 2006c, pp.128-131〕を参照。

- 1998 「唐・回鶻絹馬交易再考」 史学雑誌 108-10
- 菅沼愛語 2013 『7世紀後半から8世紀の東部ユーラシアの国際情勢とその推移－唐・吐蕃・突厥の外交関係を中心に－』 溪水社
- 西村陽子 2008 「唐末五代の代北における沙陀集団の内部構造と代北水運使－「契苾通墓誌銘」の分析を中心として－」 内陸アジア史研究 23
- 2009 「唐末『支谶墓誌銘』と沙陀の動向－9世紀の代北地域－ 史学雑誌 118-4
- 2010 「9-10世紀の沙陀突厥の活動と唐王朝」 歴史評論 2010-4
- 畑地正憲 1973 「五代・北宋における府州折氏について」 史淵 110
- 1974 「北宋・遼間の貿易と歳贈について」 史淵 111
- 林 俊雄 1992 「ウイグルの対唐政策」 創価大学人文論集 4
- 日野開三郎 1965 「唐代の回鶻銭」 東方学 30 (『日野開三郎東洋史学論集 5 唐・五代の貨幣と金融』 三一書房に再録)
- 平田陽一郎 2011 「西魏・北周の二十四軍と『府兵制』」 東洋史研究 70-2
- 2014 「皇帝と奴官－唐代皇帝親衛兵組織における人的結合の一側面－」 史滴 36
- 丸橋充拓 1996 「唐代後半の北辺財政－度支系諸司を中心に」 東洋史研究 55-1 (丸橋 2006 に再録)
- 1999a 「唐代關中和糴政策と兩税法」 古代文化 51-7 (丸橋 2006 に再録)
- 1999b 「唐代後半の北辺における軍糧政策」 史林 82-3 (丸橋 2006 に再録)
- 2006 『唐代北辺財政の研究』 岩波書店
- 村井恭子 2008 「九世紀ウイグル可汗国崩壊時期における唐の北辺政策」 東洋学報 90-1
- 2009 「唐吐蕃回鶻並存時期的西北辺境－以《李良僅墓誌》為中心」 文史 2009-4
- 2010 「唐宣宗時期的西北辺境政策試析」 唐研究 16
- 2015 「河西と代北－九世紀前半の唐北辺藩鎮と遊牧兵－」 東洋史研究 74-2
- 森部 豊 2012 『ソグド人の東方活動と東ユーラシア世界の歴史的展開』 関西大学出版部
- 森安孝夫 1997 「《シルクロード》のウイグル商人－ソグド商人とオルトク商人の間」 『岩波講座世界歴史 (新版) 11 中央ユーラシアの統合』 所収
- 2007 『シルクロードと唐帝国』 講談社
- 横山貞裕 1971 「唐代の馬政」 国士舘大学人文学会紀要 3
- 渡辺信一郎 2010 「中国古代の財政と国家」 汲古書院
- 2013 「定額制の成立－唐代後半期における財務運営の転換－」 国立歴史民俗博物館研究報告 179

【中国語】

- 崔明德 1986 「唐与回紇經濟往来述論」 西北史地 1986-1
- 傅楽成 1977 「廻紇馬与朔方兵－唐朝与廻紇外交關係的討論」 『漢唐史論集』 (聯経出版事業公司) 所収
- 賈志剛 2006a 「唐代軍籍虚占与軍費」 『唐代軍費問題研究』 (中国社会科学出版社) 所収

- 2006b 「唐朝革弊營田の供軍意義」『唐代軍費問題研究』（中国社会科学出版社）所収
- 2006c 「唐代市人入軍与以商補軍新探」『唐代軍費問題研究』（中国社会科学出版社）所収
- 李錦繡 2001 『唐代財政史稿』下卷北京大学出版社
- 馬俊民 1984 「唐与回紇の絹馬貿易－唐代馬価絹新探」中国史研究 1984-1
- 馬俊民・王世平 1995 『唐代馬政』聯合出版
- 陝西省古籍整理弁公室（編）2003 『榆林碑石』三秦出版社
- 趙斌・尹夏清 2001 「榆林出土西夏皇族先祖《李仁宝墓誌》」碑林集刊 7
- 周峰 2013 「張寧墓誌所見唐朝与党項的戰爭」西夏学 9
- 周偉洲 1988 『唐代党項』三秦出版社（周 2004b に再録）
- 2004a 「陝北出土三方唐五代党項拓跋氏墓誌考釈」民族研究 2004-6（周 2004b に再録）
- 2004b 『早期党項史研究』中国社会科学出版社